

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 いじめ重大事態の調査組織構成はどう適切に判断しているか

質問要旨

小平市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下、対策委員会と呼ぶ。)は常設の組織であり、いじめ防止対策推進法に基づき設けられた組織である。設置目的は条文にある通り、「教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにする」ことだ。小平市の場合、いじめ重大事態の調査をする際もこの対策委員会が担うことになっている。

一方、文部科学省による平成 29 年 3 月版のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン(以下、ガイドラインと呼ぶ。)には、次の通り書かれている。

重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、学校の設置者(教育委員会等)が主体となるかの判断を学校の設置者として行うこと。また、その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなど、調査組織の構成についても適切に判断すること。

① 学校の設置者が主体

a 公立学校の場合

- ・ 法第 14 条第 3 項の教育委員会に設置される附属機関(第三者により構成される組織)において実施する場合
- ・ 個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関(第三者により構成される組織。いじめに限らず体罰や学校事故等、学校において発生した事案を調査対象とする附属機関も考えられる。)において実施する場合

これまでも指摘してきたように、またガイドラインにもわざわざ括弧書きで「第三者により構成される組織」と書かれているように、いじめ重大事態の調査における第三者性は非常に重要な意味を持つ。しかし市がその重要性を認識しているとは思えない。今回はガイドラインに示された「調査組織の構成についても適切に判断すること」をどのように行っているかを確認するため、以下質問する。

1. ガイドラインにある、いじめ重大事態調査組織の構成を適切に判断する時期(タイミング)は、市ではいつなのか。つまり、いじめ重大事態が発生する度に行っているか、それとも過去のどこかの時点で一度判断したことがすべての重大事態に適用されている状況か。後者だとすれば最後に適切な判断をしたのはいつか。
2. 委員 8 名で構成される対策委員会に、委員ではない市教育委員会職員が多数(6 名ほど)出席している理由は。またそれにより客観的に第三者性が低下することへの見解は。
3. 対策委員会において庶務の参加は 1 名でよく、その庶務は教育委員会とは別の部署が担えばよいと考えるが見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 11 月 15 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
